

# 製造業様向け

グローバル人材で人手不足解消！！

# 特定技能外国人の ご紹介



# 会社概要

## 外国人と日本人が“一緒に働けてよかった”を創る

社名	株式会社JJS
本社	東京都豊島区巣鴨2-12-3旭本館ビル301
電話番号	03-5944-5860
代表者	代表取締役社長 松里 優祐
事業内容	外国人専門教育スクール「JapanJobSchool」の運営 採用コンサルティング 人材紹介事業（許可番号：13-ユ-310323） 人材派遣事業（許可番号：派13-316052） 登録支援事業(許可番号：20登-004251)
WEBサイト	<a href="https://corp-japanjobschool.com/company">https://corp-japanjobschool.com/company</a>



紹介実績 **1,000** 名以上

支援実績 **200** 名以上

# 外国人を受け入れの主な方法



製造業では技能実習でのみ外国人の受け入れが可能でしたが、新しく特定技能という制度ができました。以下で特定技能の制度について解説します。

制度の名称	制度の目的	制度がはじまった理由
技能実習	国際貢献	日本が生み出した技術や知識などのノウハウを、開発途上国へ移し伝え、経済発展のための、「人づくり」への協力のために制定された。
特定技能	人手不足解消	日本の中小企業（特に現場業務）の人手不足解消を目的とした制度。2019年4月に新しく施行された。技能実習制度の問題点となっていた、悪質なブローカーの排除や、外国人の失踪などの問題解消も狙いとしてある制度。特定技能には1号と2号があり。1号の場合は5年間に日本での就労が可能。2号の場合は半永久的に日本での就労が可能。

# 特定技能を選ぶべき企業



以下に当てはまる企業様は特定技能での受け入れをおすすめします！

- ✓ 仲介業者に支払うコストを少しでも減らしたい
- ✓ 日本での滞在経験のない外国人を受け入れることに不安のある
- ✓ 月に1回の日誌提出等、面倒な事務作業を極力減らしたい
- ✓ できる限り早く外国人を採用したい
- ✓ 大人数の外国人を採用したい
- ✓ 外国人に5年以上活躍してもらいたい

# 特定技能受け入れ企業の要件一覧



特定技能を受け入れるには以下の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 日本人と同等の報酬金額、労働時間としていること
- ✓ 労働基準法を遵守していること
- ✓ 一時帰国を希望している場合、休暇を取得させること
- ✓ 過去1年以内に外国人と同じ業務に従事する労働者を解雇していないこと
- ✓ 契約終了後、外国人が帰国旅費を負担できない時は受入機関が負担すること
- ✓ 制度上、試用期間を設けることは難しいこと

# 支援（管理）とは？



① 出入国時の送迎	出入国時に空港から事業所までの送迎	
② 生活に必要な契約支援	住居や携帯電話の契約、銀行口座の開設など	
③ 生活オリエンテーション	4～8時間日本の税金等の制度や生活のマナーを説明	外国語 対応
④ 事前ガイダンス	給与条件、業務内容、保証金等の有無を説明	外国語 対応
⑤ 悩みや相談への対応	職場や日本での生活に関する悩み相談に対応	外国語 対応
⑥ 定期的な面談と報告	3ヶ月に1回面談を行い、入国管理局に書類を提出	外国語 対応
⑦ 日本人との交流促進	地元のイベント情報を提供します。	
⑧ 日本語学習機会の提供	日本語学校の入学案内やおすすめ参考書の情報を提供	

# よくある支援機関の特徴



よくある支援機関の特徴をまとめました。

- ✓ 人材集客は外注のため人柄や個人の事情を把握していない
- ✓ 紹介を優先するため人材の質が低い
- ✓ 義務的支援のみ実施のため価値観の違いによるトラブル発生
- ✓ 雇用条件の説明が甘く、入社後ミスマッチ発生
- ✓ 登録支援機関としての活動は片手間でノウハウがない

# Japan Job Schoolの支援の形



## 特定技能人材採用における3つの課題を解決

- 1 業界や雇用条件への理解不足による入社後のミスマッチ
- 2 日本人と外国人の価値観の違いによる入社後トラブル
- 3 人財の人柄や個人の事情の理解不足による早期離職

# Japan Job Schoolの支援



こちらがJapan Job Schoolの特徴です！

- ✓ SNSフォロワー4万人超えの**集客力**
- ✓ **3回のフィルタリング**で質の高い人財のみご紹介
- ✓ **3回の条件説明**で入社後ミスマッチが少ない
- ✓ 双方に**価値観理解研修を実施**し、外国人雇用体制作りを支援
- ✓ 外国人の将来のため**日本語授業や特定技能2号対策試験を実施**
- ✓ **支援実績200名**超えの豊富なノウハウ



# 料金プラン



## POINT①

採用するまで料金はかからない**完全成果報酬**

## POINT②

早期退職の不安軽減のため  
**入社後6ヶ月まで返金規定あり**

プラン	料金	料金発生期間	備考
人財採用 サポート	<b>36</b> 万円/名 税込み396,000円	入社時	<ul style="list-style-type: none"><li>・早期退職時の返金規定あり</li><li>・人材紹介のみの場合税込み495,000円</li></ul>
支援代行	月 <b>2</b> 万円/名 税込み22,000円 ※交通費別途発生	契約終了迄 支援者退職迄	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国対応可</li><li>・支援のみのご依頼も可</li><li>・JJS専属契約の場合、企業側定期報告書類の作成サポートあり</li></ul>

# ビザ申請料金について



外国人を雇用する際は必ずビザ申請を行う必要があります、行政書士に依頼される企業様が大半です。  
弊社で人材採用をいただいた企業様には[当校専属の行政書士を特別価格でご紹介](#)

貴社の状況	料金	料金発生期間	備考
ビザ申請料金	<b>36</b> 万円/人 税込み13.2万円	着手時6万円 成功時6万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ビザ申請のみのご依頼も可</li><li>・郵送費等は企業様負担</li></ul>

特定技能1号ビザは最長5年の在留が可能です。1年ごとに更新をします。

ビザ更新料金	<b>6</b> 万円/人 税込み6.6万円	着手時6万円	<ul style="list-style-type: none"><li>・相場は税込7.7万円</li><li>・1年,6か月又は4か月毎の更新</li><li>・特定技能通算で上限5年</li></ul>
--------	---------------------------	--------	---

ビザの取得は100%ではございません。

ビザの取得確率は**100%ではございません**。業務内容によっても取得確率は変わります。  
求職者が帰すべき事由でビザ不許可が想定される場合は、企業様に無駄な出費をいただかないようビザ申請料金の着し金を求職者様に請求いたします。  
その後、ビザ許可となりましたら求職者様より企業様へ着し金の請求をさせていただきます。

※ビザの申請の結果は当校で責任は持てません。

# 勤務開始までの流れ



入社まで平均2~3ヶ月



## 求人票

御社からお聞きした条件の求人票を生徒に掲示し、募集開始。



## 面接

求人にも生徒が集まりましたら面接をお願いします。



## ビザ申請

入国管理局へビザの申請を行います。



**ビザ許可!**



## ★ 事前ガイダンス

雇用条件の説明やビザ取得方法に関して説明会を実施。



## ★ 事前研修

日本で生活する上でのルールやマナーについて**8時間**の説明会



## ★ 生活インフラの 手続支援&送迎

住居・携帯・公的手続きの必要な支援を行います。



## 勤務開始

★マークは特定技能で雇用する際に必ず必要な支援項目であり、登録支援をご依頼いただいた場合にJJSで代わりに支援する項目です。

## Q. 外国人との文化・風習の違いや宗教について

- a. 宗教によって牛・豚が食べれなかったり、1日5回の礼拝が必要だったり日本人と異なる文化・習慣を持っています。ネパール人生徒はヒンドゥー教ですので、牛が神様です。  
ベトナム人生徒に関しては、日本人と同様にほとんど無宗教です。

## Q. 現在の住居が遠方の場合について

- a. 引っ越しは個々人で行います。当校では不動産業者とパートナー契約を結んでおりますので、学生に住居の紹介してもらえるようになっております。ただ、保証人や緊急連絡先を就労先企業様になって頂く場合があります。

## Q. 母国への一時帰国について

- a. 母国が遠い方だと、まとまったお休みが必要な場合があります。よって、お休みについては事前に話しておくことをおすすめしています。ネパールの場合、10月に大きな祭りがあり、ベトナム人の場合2月に旧正月があります。

## Q. 生徒の内定辞退について

- a. 日本人同様、数社面接をさせて頂く場合がございますので、内定辞退をさせて頂く場合もごさいます。留学生は早く結果が出た企業様に決める傾向が強いので、早めの合否を出して頂くことが、人材確保のコツになります。

## Q. 内定後のキャンセルについて

- a. 留学生には在留期限があり、期限を過ぎると日本にいたることができなくなります。  
よって、内定後のキャンセルは、よほどの事情がない限り、ご遠慮いただいております。



# ありがとうございました。

お打合せ後、ご不明点・ご不安点ございましたら、  
どんな小さなことでも構いませんので、お気軽にお問合せください。



**JapanJobSchool** (株式会社JJS)

TEL 03-5944-5860

MAIL [info@japanjobschool.com](mailto:info@japanjobschool.com)

許認可

有料職業紹介：13-ユ-310323

登録支援：20登-004251

## 付録

「8月30日の閣議決定で  
何が変わったのか？」

## 建設分野で外国人の受け入れルール大きく変わった！

ニュース解説：土木

+ 連載をフォロー

### 受け入れ枠6000人減でもメリット、特定技能見直しで多能工化に道

谷川 博 日経クロステック／日経コンストラクション

2022.09.05

有料会員限定



全1561文字

PR

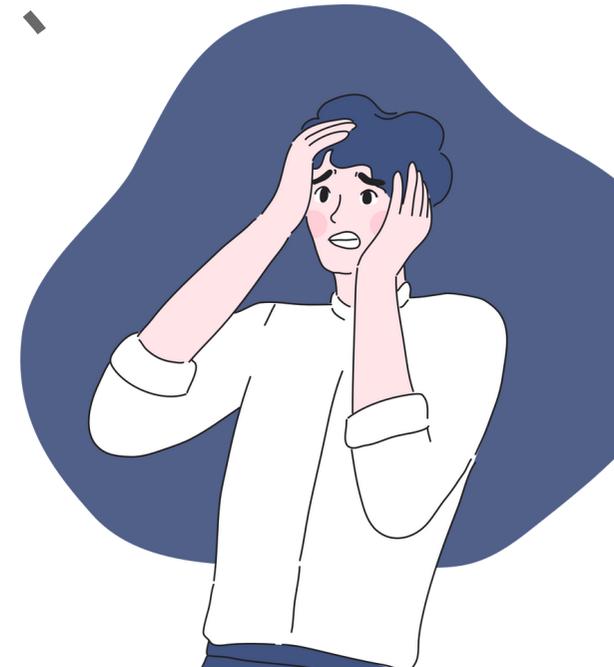
設計施工の業務効率化などに有用な製品や工法の特徴を詳細に解説

政府は、人手不足の業種で一定の技能を持つ外国人の就労を認める特定技能制度を見直し、建設分野の受け入れ枠を従来計画から6000人削減する。一方で、対象の業務範囲を拡大し、1人で複数の作業をこなす多能工のような働き方を認める。2022年8月30日に、運用方針の改定を閣議決定した。

外国人を受け入れできる製造業種に制限がある、、、

外国人財が集まらない、、、

外国人が従事できる業務が限定的、、、



# これからの外国人採用



外国人を受け入れできる製造業種に制限がある、、、

外国人財の募集が楽に！

外国人が多能工のように働ける！



# 変更点① | 人材が集めやすくなった



採用できる人材の幅が広がり 人材募集が楽になった!

## 変更前

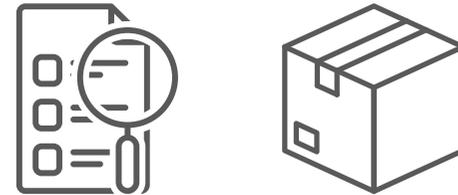
プリント配線基盤の募集をする場合



プリント配線基盤経験者のみ  
採用可能

## 変更後

プリント配線基盤の募集をする場合



機械検査や工業包装  
経験者など  
採用できる人材の幅が広い

# 変更点② | 仕事の幅が広がった



外国人が**多能工**のように働くことが可能！

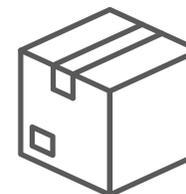
変更前



プリント配線基盤  
業務のみ従事可



変更後



機械検査や工業包装、プリント配線基盤など  
様々な業務に従事可

# 新特定技能業務区分



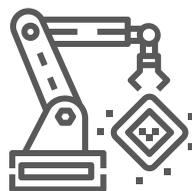
今まで特定技能外国人が従事できる業務は19区分に分かれていましたが、  
今後は3区分にまとめられました。

## 機械金属加工



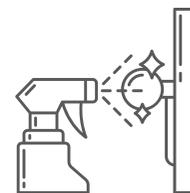
- 鋳造
- ダイカスト
- 金属プレス加工
- 工場板金
- 鍛造
- 塗装
- 電気機器組立て
- 機械検査
- 機械保全
- 工業包装
- 鉄工
- 機械加工
- 仕上げ
- プラスチック成形
- 溶接

## 電気電子機器組立て



- 機械加工
- 仕上げ
- プラスチック成形
- 電気機器組立て
- 電子機器組立て
- プリント配線板製造
- 機械検査
- 機械保全
- 工業包装

## 金属表面処理



- めっき
- アルミニウム陽極酸化処理